

○厚生労働省告示第百五十七号

食品衛生法及び栄養改善法の一部を改正する法律（平成七年法律第一百一号）附則第二条の三第五項の規定に基づき、既存添加物名簿（平成八年厚生省告示第百二十号）の一部を次のように改正したので、同項の規定に基づき、告示する。

平成二十三年五月六日

厚生労働大臣 細川 律夫

第二号を削り、第三号を第二号とし、第四号から第十号までを一号ずつ繰り上げる。

第十一号を削り、第十二号を第十号とし、第十三号から第二十二号までを二号ずつ繰り上げる。

第二十三号を削り、第二十四号を第二十一号とし、第二十五号から第二十七号までを三号ずつ繰り上げる。

第二十八号を削り、第二十九号を第二十五号とし、第三十号から第三十六号までを四号ずつ繰り上げる。

第三十七号を削り、第三十八号を第三十三号とし、第三十九号から第四十三号までを五号ずつ繰り上げる。

第四十四号を削り、第四十五号を第三十九号とする。

第四十六号を削り、第四十七号を第四十号とし、第四十八号を第四十一号とする。

第四十九号を削り、第五十号を第四十二号とし、第五十一号を第四十三号とする。

第五十二号を削り、第五十三号を第四十四号とする。

第五十四号を削り、第五十五号を第四十五号とし、第五十六号から第六十号までを十号ずつ繰り上げる。

第六十一号を削り、第六十二号を第五十一号とし、第六十三号を第五十二号とし、第六十四号を第五十三号とする。

第六十五号を削り、第六十六号を第五十四号とし、第六十七号を第七十一号までを十二号ずつ繰り上げる。

第七十二号を削り、第七十三号を第六十号とし、第七十四号から第七十七号までを十三号ずつ繰り上げる。

第七十八号中「第八十号」を「第六十七号」に、「第八十一号」を「第六十八号」に改め、同号を第六十五号とする。

第七十九号中「第八十一号」を「第六十八号」に改め、同号を第六十六号とし、第八十号から第九十三号までを十三号ずつ繰り上げる。

第九十四号を削り、第九十五号を第八十一号とし、第九十六号から第百十五号までを十四号ずつ繰り上げる。

第一百十六号を削り、第一百十七号を第一百二号とし、第一百十八号から百二十二号までを十五号ずつ繰り上げる。

第二百二十三号中「第九十四号」を「第六十九号」に改め、同号を第八号とし、第二百二十四号から第三百二十二号までを十五号ずつ繰り上げる。

第三百十三号を削り、第三百十四号を第一百十八号とし、第三百十五号から第三百十七号までを十六号ずつ繰り上げる。

第三百十八号中「第四十号」を「第三十五号」に、「第五十六号」を「第四十六号」に、「第五十七号」を「第四十七号」に、「第七十七号」を「第六十四号」に、「第八十八号」を「第七十五号」に、「第八十九号」を「第七十六号」に、「第一百十二号」を「第九十八号」に、「第一百三十号」を「第一百十五号」に、「第一百五十七号」を「第一百三十六号」に、「第一百八十二号」を「第一百五十八号」に、「第一百八十六号」を「第一百六十二号」に、「第一百九十九号」を「第一百七十四号」に、「第二百零」を「第一百七十五号」に、「第二百零四号」を「第一百七十八号」に、「第二百零八号」を「第一百九十号」に、「第二百零九号」を「第一百九十一号」に、「第二百二十号」を「第一百九十二号」に、「第二百零十六号」を「第一百九十八号」に、「第二百四十六号」を「第二百零十五号」に、「第二百四十七号」を「第二百零十六号」に、「第二百七十号」を「第二百三十六号」に、「第二百七十四号」を「第二百三十八号」に、「第二百七十五号のニンニク抽出物、第三百三十九号のペパー抽出物、第四百十八号

のローズマリー抽出物及び第四百十九号のワサビ抽出物」を「及び第三百六十五号のローズマリー抽出物」に改め、同号を第二百二十二号とする。

第三百三十九号中「第四百六号」を「第三百五十四号」に改め、同号を第二百二十三号とする。

第四百十号及び第四百十一号を削る。

第四百十二号中「第二百六十七号」を「第二百三十四号」に改め、同号を第二百二十四号とする。

第四百十三号中「第三百三十号」を「第二百八十九号」に改め、同号を第二百二十五号とする。

第四百十四号中「第四百七号」を「第三百五十五号」に改め、同号を第二百二十六号とする。

第四百十五号中「第九十号」を「第六十六号」に、「第三百九十八号」を「第三百四十六号」に改め、同号を第二百二十七号とする。

第四百十六号中「第八十八号」を「第七十五号」に改め、同号を第二百二十八号とする。

第四百十七号を削り、第四百十八号を第二百二十九号とする。

第四百十九号中「第九十号」を「第六十六号」に、「第三百九十八号」を「第三百四十六号」に改め、同号を第三百十号とし、第三百五十号から第三百五十四号までを十九号ずつ繰り上げる。

第三百五十五号及び第三百五十六号を削り、第三百五十七号を第三百三十六号とし、第三百五十八号を第三百三十七号とする。

第三百五十九号中「第二百三十八号」を「第二百八号」に改め、同号を第三百三十八号とし、第三百六十

号から第百六十四号までを二十一号ずつ繰り上げる。

第百六十五号を削り、第百六十六号を第百四十四号とし、第百六十七号から第百七十号までを二十号ずつ繰り上げる。

第百七十一号を削り、第百七十二号を第百四十九号とし、第百七十三号から第百七十九号までを二十三号ずつ繰り上げる。

第百八十号を削り、第百八十一号を第百五十七号とし、第百八十二号から第百九十二号までを二十四号ずつ繰り上げる。

第百九十三号を削り、第百九十四号を第百六十九号とし、第百九十五号を第百七十号とし、第百九十六号を第百七十一号とする。

第百九十七号中「ウシの脳又は」を削り、同号を第百七十二号とし、第百九十八号から第百二百号までを二十五号ずつ繰り上げる。

第百二十三号を削り、第百二十四号を第百七十八号とする。

第百二十五号を削り、第百二十六号を第百七十九号とし、第百二十七号から第百二十三号までを二十七号ずつ繰り上げる。

第百二十四号を削り、第百二十五号を第百八十七号とし、第百二十六号から第百二十五号までを二十八号ずつ繰り上げる。

第二百二十六号中「クリの渋皮」及び「タマリンドの種皮」を削り、同号を第百九十八号とする。

第二百二十七号を削り、第二百二十八号を第百九十九号とし、第二百二十九号を第二百号とし、第二百三十号を第二百一号とする。

第二百三十一号を削り、第二百三十二号を第二百二号とし、第二百三十三号から第二百四十三号までを三十号ずつ繰り上げる。

第二百四十四号を削り、第二百四十五号を第二百十四号とし、第二百四十六号を第二百十五号とし、第二百四十七号を第二百十六号とする。

第二百四十八号中「第三百九十五号」を「第三百四十三号」に改め、同号を第二百十七号とする。

第二百四十九号を削り、第二百五十号を第二百十八号とし、第二百五十一号から第二百五十七号までを三十二号ずつ繰り上げる。

第二百五十八号を削り、第二百五十九号を第二百二十六号とし、第二百六十号から二百六十七号までを三十三号ずつ繰り上げる。

第二百六十八号を削り、第二百六十九号を第二百三十五号とし、第二百七十号を第二百三十六号とする。

第二百七十一号を削り、第二百七十二号を第二百三十七号とする。

第二百七十三号を削り、第二百七十四号を第二百三十八号とする。

第二百七十五号を削り、第二百七十六号を第二百三十九号とし、第二百七十七号から第二百八十号までを三十七号ずつ繰り上げる。

第二百八十一号を削り、第二百八十二号を第二百四十四号とし、第二百八十三号から第二百八十七号までを三十八号ずつ繰り上げる。

第二百八十八号を削り、第二百八十九号を第二百五十号とし、第二百九十号から第二百九十四号までを三十九号ずつ繰り上げる。

第二百九十五号及び第二百九十六号を削り、第二百九十七号を第二百五十六号とし、第二百九十八号から第三百十九号までを四十一号ずつ繰り上げる。

第三百二十号中「第九十号」を「第六十六号」に、「第三百九十八号」を「第三百四十六号」に改め、同号を第二百七十九号とする。

第三百二十一号中「第二百八十九号」を「第二百五十号」に改め、同号を第二百八十号とし、第三百二十二号から第三百三十号までを四十一号ずつ繰り上げる。

第三百三十一号を削り、第三百三十二号を第二百九十号とし、第三百三十三号を第二百九十一号とし、第三百三十四号を第二百九十二号とする。

第三百三十五号を削り、第三百三十六号を第二百九十三号とし、第三百三十七号を第二百九十四号

とし、第三百三十八号を第二百九十五号とする。

第三百三十九号を削り、第三百四十号を第二百九十六号とし、第三百四十一号から第三百四十七号までを四十四号ずつ繰り上げる。

第三百四十八号及び第三百四十九号を削り、第三百五十号を第三百四号とし、第三百五十一号から第三百七十一号までを四十六号ずつ繰り上げる。

第三百七十二号を削り、第三百七十三号を第三百二十六号とし、第三百七十四号から第三百七十六号までを四十七号ずつ繰り上げる。

第三百七十七号を削り、第三百七十八号を第三百三十号とし、第三百七十九号から三百八十四号までを四十八号ずつ繰り上げる。

第三百八十五号及び第三百八十六号を削り、第三百八十七号を第三百三十七号とする。

第三百八十八号及び第三百八十九号を削り、第三百九十号を第三百三十八号とし、第三百九十一号から第四百十一号までを五十二号ずつ繰り上げる。

第四百十二号を削り、第四百十三号を第三百六十号とし、第四百十四号から第四百十八号までを五十三号ずつ繰り上げる。

第四百十九号を削る。

備考中「第四百十九号」を「第三百六十五号」に改める。



